

要望項目	働く女性への支援の充実について（新規）		
要望先	国	内閣府（男女共同参画局）	
	県	環境生活部（青少年・男女共同参画課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>国の「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部」が令和5年6月に公表した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」によると、男女共同参画における国の現状について、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かい、女性役員数なども増加しているものの、国際的に見て立ち遅れていると言わざるを得ず、特に、出産を機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の存在に象徴されるように、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であるとされています。</p> <p>その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在しており、課題を解消するためには、社会全体として女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりが重要です。</p> <p>本市におきましては、「人をまもり、そだてる」ため、健康でやさしい暮らし創りを目指し、大事な未来を担う人材や地域コミュニティの維持、活性化に向けた育成等を進めることとしており、具体的な取組として、女性活躍の機運醸成と、キャリア形成を支える環境づくりを両輪で進め、結婚や出産・育児、更年期、家族の介護などのライフイベントに当たっても、女性が生き生きと働き続けられるよう、働く女性への支援に取り組むこととしております。</p> <p>県におきましては、「第5次あおり男女共同参画プラン」の重点目標として、「女性の人財育成とエンパワーメント」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「雇用等における男女共同参画の推進」などを掲げ、女性の経済的自立に向けた意識醸成、男性の家事シェア促進や企業等の働きやすさ向上などに取り組んでいただいているところですが、これらの取組を更に進めていただき、女性活躍や両立支援に資する取組を行う県内事業所に対する補助制度の創設など、働く女性への支援を全県的に充実させるよう、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>1. 働く女性への支援の充実</p>

現在までの主な経緯・参考事項
<p>令和2年 9月 【市】「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定 ※「青森市男女共同参画プラン」に名称変更、計画期間延長（～令和5年度）</p> <p>令和2年12月 【国】「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</p> <p>令和4年 2月 【県】「第5次あおり男女共同参画プラン」策定</p>

担当部署名	青森市 市民部人権男女共同参画課
-------	------------------

要望項目	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について（継続【一部新規】）		
要望先	国		
	県	商工労働部（地域産業課、新産業創造課、産業立地推進課、労政・能力開発課）	
	その他		
関係法令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要望事項の内容	
<p>本市では、人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出など、社会経済環境の変化を踏まえ、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。</p> <p>これまで、産学金官連携のもと、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」において、起業・創業から事業者の経営相談・新事業展開までワンストップできめ細かな支援を行ってきております。また、市内の大学等の学生がビジネスアイデアを提案し、競い合う「ビジネスアイデアコンテスト」や起業家のコミュニティ形成を目的としたワークショップ「あお☆スタ起業塾」の開催、事業のPRや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する「あお☆スタピッチ交流会」の開催など、起業家精神の醸成から起業後のフォローまで、一貫した取組を進めてきております。</p> <p>令和4年度の相談件数については、2,599件と大幅に増加したことに加え、創業者数についても、これまでの年間最高値である27人から約3.7倍の101人となるなど、ニーズが高まっており、今後一層の運営体制の強化が求められております。</p> <p>また、地域を牽引する企業の育成に向けた取組として、新事業を検討している中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による、短期間で集中的に企業価値を高めるための伴走型支援「アクセラレーションプログラム」を実施しており、スタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいるほか、専門スキルを地域貢献に活かしたいと考える都市部の副業・兼業人材と、外部の人材を活用したい地域企業とのマッチングを支援し、地域企業の経営課題の解決や関係人口の創出を図っております。</p> <p>このような中、現在、国では、デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、デジタルの力を活用して「地方に仕事をつくる」など、社会課題の解決を図ることとしており、また、県においても、DX推進の取組を進めていることから、本市としても、県と一層連携し、地域企業のデジタル化に取り組む必要があると考えております。</p> <p>加えて、今年度には、地域経済の活性化及び市民所得の向上を図ることを目的とした「青森市しごと創造会議」を開催し、コロナ後の社会経済環境の変化を踏まえた産学金官の共創による新しい産業振興の取組を進めております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを支援する取組との連携 2. 「AOMORI STARTUP CENTER」に開設した「経営の総合相談窓口」との連携 3. 都市部の副業・兼業人材と地域企業とのマッチングを支援する取組との連携 4. 地域企業のDX推進に向けた取組との連携 5. 産学金官の共創による新しい産業振興策との連携 	

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>平成28年3月30日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置</p> <p>平成29年4月～新ビジネス挑戦支援助成制度の創設（令和2年度終了）など地域ベンチャー支援に重点化</p> <p>平成30年7月「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転</p> <p>平成30年度～学生によるビジネスアイデアコンテスト「Aomori Business Challenge GATE」開催</p> <p>令和元年度～あお☆スタピッチ交流会開催、リノベーションスクール開催（令和3年度終了）</p> <p>令和3年度～「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設 アクセラレーションプログラム実施、都市部の副業・兼業人材とのマッチング支援実施</p> <p>令和4年度 新事業チャレンジ支援補助金事業実施</p> <p>令和4年度～あお☆スタ起業塾開催</p> <p>令和5年8月～青森市しごと創造会議開催</p>	
担当部署名	<p>青森市 経済部新ビジネス支援課</p> <p>青森市 経済部経済政策課</p>

要望項目	雇用対策の充実について（継続）		
要望先	国	厚生労働省（人材開発統括官）	
	県	商工労働部（労政・能力開発課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容	
<p>人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、ICT（情報通信技術）の進化等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。</p> <p>このことから、本市では、コロナ禍におけるリモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者の誘致などに取り組んでいるところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Uターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」に参画するなど、未来の本市を担う人材を育てていくひと創りに力を注いでいくこととしております。</p> <p>また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なIT人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。</p> <p>同カレッジにおいては、「ICTビジネスエキスパート科」及び「ICTシステムクリエイト科」の専門学科において、ICTエキスパートを育成することに加え、ICTを活用した地域活性化につながる産業として注目されているeスポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設したほか、本市が推進する、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えた「GIGAスクール構想」の実現に向け、市内の小・中学校におけるプログラミング教育を支援するなど、これからのICT社会に必要なひと創りに取り組んでいくこととしております。</p> <p>人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 市が実施する雇用対策に対する支援の充実 2. ICT社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続</p>	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項							
卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者			年度	有効求人倍率		
	合計	うち地元（青森管内）への就職者			青森管内（※）	青森県	国
		就職者数	構成比	R1年度	1.19	1.20	1.55
R2.3	589	220	37.4	R2年度	0.90	0.95	1.10
R3.3	456	195	42.8	R3年度	0.99	1.09	1.06
R4.3	390	181	46.4	R4年度	1.17	1.17	1.31
R5.3	404	168	41.6	※青森管内：青森公共職業安定所管内 （青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）			

※各年6月末現在（R5年は4月末現在）

担当部署名	青森市 経済部経済政策課
-------	--------------

要望項目	青森空港の利用促進について（継続）		
要望先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））	
	県	企画政策部（交通政策課）、観光国際戦略局（誘客交流課）	
	その他	航空会社	
関係法令	空港法	事業主体	交通事業者、旅行者、航空会社、青森県ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。</p> <p>国内線については、日本航空（株）（JAL）、（株）フジドリームエアラインズ（FDA）、全日本空輸（株）（ANA）の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化、運休便の早期復便など、更なる国内線の充実が求められております。</p> <p>名古屋（小牧）線については、1日3便となっておりますが、その効果の最大化と、便数の増加に向けて、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、2020年3月に新たに就航した神戸線は、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、ダブルトラック化から9年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。</p> <p>こうした取組の中、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いていた各航空路線の需要については、社会経済活動全般の本格的な再開が進む中で回復基調にあり、国内旅行はもとより、国際定期便の復便やチャーター便の就航など、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に高まるものと予想されます。</p> <p>つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 名古屋（小牧）線、神戸線の利用促進 2. 東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実 3. 札幌線、大阪線の利用者拡大のための宣伝強化</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成 7年 4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全面的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリー化（CAT-IIIa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル一部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和 2年 3月	FDAが神戸線開設
		担当部署名	青森市 経済部交流推進課

要望項目	外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（出入国在留管理庁）、財務省（関税局）、厚生労働省（医薬食品局食品安全部）、農林水産省（農産局）	
	県	観光国際戦略局（誘客交流課）、企画政策部（交通政策課）、県土整備部（港湾空港課）	
	その他	日本政府観光局（JTO）、航空会社	
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行者、航空会社ほか

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有していることから、鉄道、フェリー、航空などの交通網を組み合わせた旅行形態である立体観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。</p> <p>観光客の誘客については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月以降は外国人観光客が激減しておりましたが、令和4年10月の水際措置見直しにより回復が顕著となっており、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が令和3年7月に世界遺産登録されたこともあり、本市へのインバウンド需要の本格回復が期待されております。</p> <p>近年、本市では、北海道新幹線開業により、航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや青森空港への国際定期便の就航やチャーター便の運航が増加してきたことに伴い、青森空港においては、更なる利便性やサービス向上を図るため、旅客ターミナルビルの一部がリニューアルされております。</p> <p>また、青森港においては、クルーズ船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降寄港数は激減したものの、令和5年3月に外国船クルーズも再開となり、今年は過去最多の寄港予定となっております。</p> <p>今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。</p> <p>具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、CIQ体制の整備、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。</p> <p>つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実 ソウル線・天津線・台北線の継続をはじめとする国際路線の充実 CIQ体制の充実・強化 航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進 海外ポートセールスの強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1月～12月）、主要32宿泊施設の合計 86,833人（H30）、102,816人（R1）、25,459人（R2）、1,947人（R3）、11,909人（R4）【外国人観光客の受入環境整備の経緯】</p> <p>○H27 ・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始</p> <p>○H28 ・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業） ・青森市フリーWi-Fiの整備（公共観光施設等9施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語）</p> <p>○観光関連事業者の無料公衆無線LAN利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用</p> <p>【青森空港における国際定期便の就航】</p> <p>○H 7.4月 青森～韓国・ソウル線の開設、青森～ロシア・ハバロフスク線の開設（現在廃止）</p> <p>○H29.5月 青森～中国・天津線（定期便）の開設</p> <p>○R 1.7月 青森～台湾・台北線（定期便）の開設</p> <p>【青森港へのクルーズ船寄港回数】 ※（ ）は年（1月～12月）、寄港回数／うち外国船籍 11回/3回（H24）、19回/8回（H25）、20回/12回（H26）、21回/12回（H27）、21回/13回（H28）、22回/15回（H29）、26回/16回（H30）、27回/21回（R1） 0回/0回（R2）、1回/0回（R3）、4回/0回（R4）、37回/31回（R5予定）</p>

担当部署名	青森市 経済部交流推進課
-------	--------------

要望項目	第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について（継続）		
要望先	国		
	県	国スポ・障スポ局（総務企画課、競技式典課、施設調整課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>令和8年に本県で開催する第80回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、開催においては、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待されております。</p> <p>本市においては、令和2年4月に経済部地域スポーツ課内に「国民スポーツ大会準備室」を設置、令和4年3月に市や関係団体などで構成する「第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会」を設立し、令和5年度から、一層、大会開催準備を推進していくため、「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ大会推進課」とし、県国スポ・障スポ局各課との連携及び各競技団体との調整を図りながら、開催準備を進めております。</p> <p>当大会の開催に当たっては、これまでに施設整備費及び大会運営費に関する支援が示されておりますが、本市においては、開・閉会式の開催をはじめ、県内最多となる正式競技14競技を開催する予定となっており、本市と同規模の先催市の状況から、大会開催までの複数年にわたり、多額の開催経費の負担が見込まれております。</p> <p>そのほか、大会の成功に向け、各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、県内各競技団体の組織力向上や指導者の養成・活用、競技環境の整備・充実など、競技力向上に向けた取組の強化が重要であると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実 2. 第80回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
○平成28年	8月	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○平成29年	6月	青森県競技力向上対策本部設立総会・第1回本部委員会
○平成30年	6月	本市開催競技として計14競技が選定（本市開催競技：陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン）
○令和2年	4月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室設置
○令和2年	10月	令和8年開催の第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
○令和4年	3月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○令和4年	6月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第1回総務企画専門委員会
○令和4年	11月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総務企画専門委員会、第1回競技式典専門委員会、第1回宿泊衛生専門委員会、第1回輸送交通専門委員会
○令和5年	4月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会推進課へ格上げ
	8月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回常任委員会
	9月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回総会

担当部署名	青森市 経済部国スポ・障スポ大会推進課
-------	---------------------

要望項目	青森港の機能充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））	
	県	県土整備部（港湾空港課）	
	その他		
関係法令	港湾法、海岸法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、外航船を含むクルーズ船は年間 20 隻以上の寄港実績を有し、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。</p> <p>このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。</p> <p>また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降クルーズ船の寄港数は激減しました。しかしながら、令和 5 年からクルーズ船の運航が再開となり、今年は過去最多の寄港予定となっております。</p> <p>今後、さらなる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。</p> <p>さらに、耐震強化岸壁として整備された新中央埠頭においては、大規模地震が発生した際に青森港における基幹物流であるフェリー航路の維持と、被災住民への緊急物資等の輸送拠点の役割のほか、更なる大型クルーズ船の寄港が可能となるような岸壁の再延伸等の整備が求められており、来年度の改訂を目指している港湾計画に反映されるよう期待しているところです。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進） 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>【クルーズ振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減。（R2：0 回 R3：1 回 R4：4 回） ・令和 5 年クルーズ船の寄港は、過去最多となる 37 回を予定している。 <p>【港湾施設の老朽化対策の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁や沖館埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。 <p>【海岸保全施設の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。 <p>【臨港道路 3 号線の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。 	
担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部交流推進課

要望項目	広域連携の推進について（継続）		
要望先	国		
	県	総務部（市町村課）、環境生活部（環境政策課）、農林水産部（農林水産政策課）、観光国際戦略局（誘客交流課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要望事項の内容	
<p>本市では、東津軽郡4町村と連携し、令和2年3月「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、「青森圏域連携中枢都市圏」を形成しました。本ビジョンにおいては、魅力ある将来にわたって持続可能で発展する「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を将来像とし、「圏域の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3分野52事業に取り組んでいます。</p> <p>このような中、連携市町村の連携中枢都市圏の取組に対して講じる特別交付税措置について、これまで、対象経費の一般財源の合計額に対して1.0であったものが令和3年度から0.8に引き下げられ、取組を拡充するに当たり苦慮しているところであります。</p> <p>青森圏域連携中枢都市圏では、東青地域一丸となって積極的に連携した取組を進めてきた結果、令和5年度で特別交付税措置上限額を超える見込みとなっており、今後も圏域での連携した取組を拡充するためには、当該上限の引き上げが必要です。</p> <p>そのほか、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を平成30年12月21日に設立し、陸奥湾の豊かな資源を活かした観光及び産業の振興、陸奥湾の環境保全活動に連携して取り組んでおります。具体的な取組として観光分野では、陸奥湾沿岸市町村に観光振興及び誘客推進を図るため、むつONEリレーウォークやむつ湾サイクルロゲイニングの実施、産業分野では、特産品や地場産品のPRを図るため、物産イベントの開催、環境分野では、環境保全に対する意識向上のため、むつ湾フォーラムや小学生を対象とした環境活動体験会の開催、「Save the むつ湾」の共通のキャッチフレーズを掲げた清掃活動、むつ湾を守るポスターコンクール等を行っております。</p> <p>つきましては、今後も東青地域や陸奥湾沿岸市町村と連携・協力しながら圏域全体として更なる発展につなげていく取組を進める必要があると考えていることから、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<p>1. 東青地域5市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する特別交付税措置率の復元及び対象経費の上限額引き上げに向けた国への働きかけ並びに特別交付税減額分に対する財政支援</p> <p>2. むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援</p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>（青森圏域連携中枢都市圏）</p> <p>令和元年度 青森圏域連携中枢都市圏の形成 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定（44事業）</p> <p>令和2年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（48事業）</p> <p>令和3年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（52事業）</p> <p>令和5年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（55事業）</p> <p>（むつ湾広域連携協議会）</p> <p>平成30年度 むつ湾広域連携協議会の発足</p> <p>令和元年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（外ヶ浜町）</p> <p>令和2・3年度 新型コロナウイルス感染症の影響等によりイベントの中止</p> <p>令和4年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（青森市）</p> <p>令和5年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（横浜町）</p>	
担当部署名	<p>青森市 企画部連携推進課</p> <p>青森市 環境部環境政策課</p> <p>青森市 経済部新ビジネス支援課</p> <p>青森市 経済部観光課</p> <p>青森市 経済部交流推進課</p> <p>青森市 経済部地域スポーツ課</p> <p>青森市 農林水産部あおもり産品支援課</p> <p>青森市 農林水産部水産振興センター</p>

要望項目	東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出に伴う水産物の風評被害対策について(新規)		
要望先	国	農林水産省、経済産業省	
	県	商工労働部(商工政策課)、農林水産部(総合販売戦略課)、観光国際戦略局(国際経済課)	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市の漁業は、陸奥湾におけるホタテガイ養殖やナマコ漁を中心に、令和4年には年間15,231トンを生産し、生産額も2,927百万円にのびます。また、ホタテガイやナマコは国内消費のほか、国外へも多く輸出されているところです。</p> <p>去る8月24日に東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出が開始されたことを受け、中華人民共和国では日本産水産物の輸入を全面的に停止し、本市産の輸出用ホタテガイが受け入れられずにシブバックとなり、関連事業者において多くの在庫を抱える事態となるなど、既に影響がでております。</p> <p>また、中国向けのホタテガイを国内消費に転換した際には、供給量の過多による価格への影響が心配されるなど、今後、更なる被害の拡大が懸念されます。</p> <p>国においては、風評被害対策や漁業継続支援等として総額1,007億円を予算措置し、「消費拡大・生産持続」「風評影響対応」「輸出先転換」「加工体制強化」「迅速かつ丁寧な賠償」の5本を柱とする対策を講じることとしております。</p> <p>また、県においては、中華人民共和国による水産物の輸入停止措置の影響が県産ホタテガイにも及んでいることを踏まえ、国内外の消費拡大や販路開拓のための対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を公表したところであり、スーパーなどへの取り扱い拡大要請や輸出先の転換など5本柱の支援に取り組むこととしております。</p> <p>つきましては、ホタテガイを中心とした水産物の風評被害対策に係る次の事項について、特段のご配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産物の国内需要の拡大に向けた継続した支援 2. 水産物のEU・米国等の国外販路拡大に向けた継続した支援 3. 水産物の加工・保管のための環境整備に向けた支援の充実

現在までの主な経緯・参考事項	
令和5年8月21日 岸田首相が全国漁業協同組合連合会会長と面会し、東京電力福島第1原子力発電所処理水の放出にあたり風評被害や漁業者支援などの対策実施に全責任を持つとして理解を要請。	
〃 8月23日 青森県漁業協同組合連合会の二木会長が、岸田首相に向け、風評・漁業者支援対策の確実な履行を強く求める旨の声明を発表。	
〃 8月24日 東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出開始。 中国が日本産水産物の全面禁輸を発表。	
〃 8月28日 県市長会(会長・西秀記青森市長)が国に緊急対策を求める特別決議案を10月開催の東北市長会に対し提出することを決定。	
〃 9月4日 青森市長とホタテ加工事業者との意見交換	
〃 9月5日 政府が水産関係者を支援する経費として、2023年度予備費から計207億円を支出することを閣議決定。(既存の基金800億円と合わせ、計1,007億円の対策)	
〃 9月8日 宮下県知事が、陸奥湾産ホタテガイの販路拡大や生産体制強化に向けた総合戦略チームを月内に設置すると発表。	
〃 9月8日 日本貿易振興会(ジェトロ)が、水産物の輸出を支援する緊急対策本部の立上げを発表。	
〃 9月13日 宮下県知事が、県産ホタテガイの消費拡大や輸出先の開拓に係る対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を発表。	
〃 9月19日 青森市長と漁業者(青森市漁協、後潟漁協)との意見交換	
〃 9月25日 関係団体連携によるホタテガイ消費拡大のためのイベント開催	
担当部署名	青森市 農林水産部水産振興センター

要望項目	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について（新規）		
要望先	国		
	県	農林水産部（水産振興課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市の漁業は、かつては回遊魚等を対象とした小型定置網や巻き網、小型機船底曳網などの漁業が主でしたが、昭和45年頃からはホタテガイ養殖技術の確立によって「とる漁業」から「育てる漁業」へと転換し、現在においては、ホタテガイ生産額が本市漁業生産額の約9割（2,707百万円）を占める主力水産物となっています。</p> <p>また、県全体としても、漁業生産額全体に占めるホタテガイの生産額は約4割（15,630百万円）と最も多くを占め、本県にとって最も重要な水産物となっています。</p> <p>このような中であって、令和4年度における秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果、全湾における稚貝の保有枚数が過去10年平均（15.7億枚）の65パーセント（10.2億枚）となり、また、本年5月実施のホタテガイ全湾一斉付着稚貝調査においても、前年に実施した同調査結果よりさらに減少している状況であり、今後のホタテガイ生産への影響が懸念されています。</p> <p>このホタテガイ稚貝の減少について、青森県産業技術センター水産総合研究所においては、全湾での親貝の保有枚数が少ないこと及び東湾の親貝に大規模産卵が見られなかったこと等を原因として挙げています。</p> <p>一方で、親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクもあるため、近年は、漁業者が半成貝での出荷を選ぶ傾向が強くなっており、今後、陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されます。</p> <p>県におきましては、ホタテガイの安定生産のため、各種試験や養殖管理に必要な情報提供等に取り組んでいただいているところであるが、これらの取組を更に進めるとともに、恒常的なホタテガイ親貝確保に向けた取組等、陸奥湾におけるホタテガイ養殖環境の充実について、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>1. ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和45年頃 平成28年 令和4年	<p>ホタテガイ養殖技術の確立による「とる漁業」から「育てる漁業」への本市漁業の転換</p> <p>本市ホタテガイ生産額が初の30億円越え</p> <p>採苗不振による稚貝確保数の激減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全湾稚貝保有枚数 過去10年平均（15.7億枚）の65パーセント（10.2億枚） ・本市稚貝保有枚数 前年（3.9億枚）の約20パーセント（7,912万枚） <p>※令和4年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果による</p> <p>青森県漁業生産額（39,406百万円）※うちホタテガイ生産額（15,630百万円）</p> <p>青森市漁業生産額（2,927百万円）※うちホタテガイ生産額（2,707百万円）</p>
担当部署名	青森市 農林水産部水産振興センター

要望項目	「経営体育成基盤整備事業」に係る調査及び事業計画書作成に要する費用負担について（新規）		
要望先	国		
	県	農林水産部（農村整備課）	
	その他		
関係法令	農業競争力強化農地整備事業実施要項、農業競争力強化農地整備事業実施要領、土地改良事業関係補助金交付要綱、青森県ほ場整備事業実施方針	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を着実に推進するため、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化（ほ場整備）や、高収益作物への転換を促進する水田の汎用化などの基盤整備を進めております。</p> <p>一方、本市においても、狭小で不整形な農地の区画の整形・拡大と農道・用排水路などの施設の一体的な整備を実施し、大型機械の導入及び農地の集積による農業の生産性の向上と生産コストの縮減、地域農業を支える担い手の育成を図るため、基盤整備事業の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>このことから、本市では、地域農家の意向を踏まえ、要件の整った地域について、事業主体である県や農業者の方々と連携・協力しながら、基盤整備事業について順次計画的に取り組んでおり、国が定める「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」に基づき、国、県、受益者とともに事業費の一部を負担しております。</p> <p>しかしながら、基盤整備事業実施に必要な「経営体育成基盤整備事業」の国採択に向けた調査及び計画書作成業務の負担においては、国 55%、市町村 45%（令和 4 年度作成まで国 50%、市町村 50%）となっています。</p> <p>本市では、今後も地域農家の意向を踏まえ、基盤整備事業を推進していきますが、整備には多大な費用負担が生じるため、財政への大きな負担となっております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段のご配慮をいただきたい。</p> <p>1. 「経営体育成基盤整備事業」に係る調査及び計画書作成業務における県の負担による市町村負担割合の軽減</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
(当市の直近負担額)
令和 4 年度 銀地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：10,300 千円 市：10,300 千円
平成 25 年度 上野地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：3,750 千円 市：3,750 千円
平成 25 年度 幸畑地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：2,400 千円 市：2,400 千円
平成 24 年度 荒川中部地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：3,250 千円 市：3,250 千円
平成 24 年度 諏訪沢地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：3,650 千円 市：3,650 千円
平成 24 年度 八ツ役地区経営体育成基盤整備事業調査及び計画作成業務 国：2,450 千円 市：2,450 千円
※土地改良事業における地方公共団体の割合の指針による負担割合
国：55% 都道府県：27.5% 市町村：10% 受益者：7.5%

担当部署名	青森市 農林水産部農地林務課
-------	----------------

要望項目	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（新規）		
要望先	国	文部科学省（文化庁文化財部（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）、観光国際戦略局（観光企画課）	
	その他		
関係法令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要望事項の内容	
<p>本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。</p> <p>また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成 19 年 12 月に青森県などと共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成 21 年 1 月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和 3 年 7 月 27 日に世界遺産一覧表への記載が決定したところです。</p> <p>本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。</p> <p>つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<p>1. 各史跡の来訪者数の増加に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携・助言</p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>【世界遺産登録に関する主な経緯】</p> <p>令和 3 年 5 月 26 日 イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告</p> <p>令和 3 年 7 月 27 日 第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定</p>	
<p>【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成 2 年度 発掘調査開始</p> <p>平成 7 年 3 月 17 日 国史跡指定</p> <p>平成 11 年度 「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定</p> <p>平成 18～20 年度 環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事</p> <p>平成 21～26 年度 環境整備工事</p> <p>平成 27 年 5 月 3 日 小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン</p>	
<p>【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>平成 6～7 年度 青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査</p> <p>平成 12 年 1 月 29 日 国史跡指定</p> <p>平成 17～30 年度 遺構盛土保護工事・環境整備工事</p> <p>令和元年 9 月 21 日 一般公開開始</p> <p>令和 2 年 3 月 20 日 中世の館に展示コーナー設置・公開</p>	
<p>【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】</p> <p>昭和 14 年 2 月 10 日 国史跡指定</p> <p>昭和 52～平成 5 年度 発掘調査（東館、北館、内館ほか）</p> <p>平成 6 年度 浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始</p> <p>平成 9 年度 浪岡城跡案内所・駐車場整備</p> <p>平成 21～令和 3 年度 遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）</p>	
担当部署名	<p>青森市 教育委員会事務局文化遺産課</p> <p>青森市 教育委員会事務局浪岡教育課</p>

要望項目	子育て支援について（継続【一部新規】）		
要望先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	健康福祉部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令	学校給食法	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>国においては、令和5年6月13日に取りまとめた「こども未来戦略方針」において、児童手当の拡充や子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止、幼児教育・保育について量・質両面からの強化、学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策の検討等に取り組むこととした。</p> <p>児童手当については、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、地方自治体においても応分の負担をしているが、現在国が検討している次元の異なる少子化対策としての児童手当の所得制限の撤廃や高校生年代までの延長等の拡充に伴う国・地方の費用負担については示されていない。</p> <p>本市においては、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、本市に住所を有し、国民健康保険・社会保険などに加入している0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施しているところである。県からの「青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金」による支援はあるが、補助対象が乳幼児に限られるなどしており、市の財政負担が大きくなっている。</p> <p>このほか、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担（保育料）に係る所得の状況に応じた階層区分について、国が示す8階層を24階層に細分化し、きめ細かな料金体系としているほか、兄弟姉妹が同時入所している場合や第3子以降の子どもに係る保育料の軽減など、本市独自の軽減策を実施しているところであるが、住む地域によっては軽減策の実施の有無や軽減内容などが異なっている現状である。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの影響が長期化し、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されている中、文部科学省から、令和4年4月及び6月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した学校給食費等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めるよう依頼があったところである。これを受け、本市では令和4年10月1日から小中学校の学校給食費の無償化をすることとし、令和5年4月以降も、一般財源を充当し継続している。</p> <p>県教育委員会では、生活困窮世帯の児童生徒を支援する就学援助制度等が今後も継続されるよう国に対して働きかけていくとしているが、少子化対策は、本来、国の責任をもってやるべきものであり、給食費無償化等を継続して実施するための制度の創設や財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援が必要であると考え。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童手当の拡充に当たっては、地方の意見を聞きながら進めるとともに、国の責任と財源において必要な措置を講じることについての国への働きかけ 2. 国において、子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての働きかけ及び県の医療助成制度「青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金」の拡充 3. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援 4. 就学援助制度等による支援のみならず、給食費無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援 	

現在までの主な経緯・参考事項	
【医療費助成】 平成27年8月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡充（自己負担なし・現物給付）
【保育料無償化】 令和元年10月	住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施
【給食費無償化】 令和4年10月1日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の無償化を開始
令和5年4月1日	一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の無償化を継続
担当部署名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課

要望項目	少人数学級編制の推進について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））	
	県	教育庁（教職員課）	
	その他		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	事業主体	国、県

要 望 事 項 の 内 容
<p>現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められています。一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められています。</p> <p>国においては、令和3年度の義務標準法の改正により、令和3年度から5年間で小学校全学年における35人学級編制を実施することとしています。一方、青森県においては、「あおりっ子育みプラン21」により小学校全学年及び中学校1年生で実施している33人学級編制について、令和5年度から2年間で中学校全学年に拡充することとしました。</p> <p>子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題ですが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えます。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しています。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中学校の少人数学級編制の推進のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に関する国への働きかけ 2. 青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和55年度	(国) 義務標準法の改正により、小・中学校全学年における40人学級を実施
平成13年度	(国) 義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成14年度	(県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校1年生における33人学級を実施
平成15年度	(県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校2年生及び中学校1年生に33人学級を拡充
平成23年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校1年生における35人学級を実施 (県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校3年生に33人学級を拡充
平成24年度	(国) 義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校2年生における35人学級を実施
平成27年度	(県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校4年生に33人学級を拡充
令和3年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校2年生における35人学級を実施 以降、令和7年度までに小学校全学年に35人学級を拡充 (県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校5年生に33人学級を拡充
令和4年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校3年生における35人学級を実施 (県) 「あおりっ子育みプラン21」により、小学校6年生に33人学級を拡充
令和5年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校4年生における35人学級を実施 (県) 「あおりっ子育みプラン21」により、中学校2年生に33人学級を拡充
	担当部署名 青森市 教育委員会事務局学務課

要望項目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）		
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））	
	県	教育庁（学校教育課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
<p>本市においては、不登校児童生徒数が、増加傾向にあり、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。</p> <p>不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多く、市教育委員会では、集団不適應に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。</p> <p>令和5年度は、中学校全19校と小学校全42校に20名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること、また、同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加 2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項																												
<p>【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】</p> <table> <tr><td>平成18年度～平成25年度</td><td>中学校16校、小学校18校、計34校</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>中学校19校、小学校19校、計38校</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>中学校19校、小学校11校、計30校</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>中学校19校、小学校12校、計31校</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>中学校19校、小学校20校、計39校</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>中学校19校、小学校44校、計63校</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>中学校19校、小学校45校、計64校</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>中学校19校、小学校43校、計62校</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>中学校19校、小学校43校、計62校</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>中学校19校、小学校42校、計61校</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>中学校19校、小学校42校、計61校</td></tr> </table> <p>【過去3か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】 令和3年度19名 令和4年度19名 令和5年度20名</p> <p>【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和5年度）】</p> <table> <tr><td>年間勤務時間</td><td>派遣A：3時間×40回＝120時間（中学校11校）</td></tr> <tr><td></td><td>派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校24校）</td></tr> <tr><td></td><td>派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校26校） ※月平均勤務回数 1～4回程度</td></tr> </table>	平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校	平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校	平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校	平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校	平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校	平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校	令和元年度	中学校19校、小学校45校、計64校	令和2年度	中学校19校、小学校43校、計62校	令和3年度	中学校19校、小学校43校、計62校	令和4年度	中学校19校、小学校42校、計61校	令和5年度	中学校19校、小学校42校、計61校	年間勤務時間	派遣A：3時間×40回＝120時間（中学校11校）		派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校24校）		派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校26校） ※月平均勤務回数 1～4回程度
平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校																											
平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校																											
平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校																											
平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校																											
平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校																											
平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校																											
令和元年度	中学校19校、小学校45校、計64校																											
令和2年度	中学校19校、小学校43校、計62校																											
令和3年度	中学校19校、小学校43校、計62校																											
令和4年度	中学校19校、小学校42校、計61校																											
令和5年度	中学校19校、小学校42校、計61校																											
年間勤務時間	派遣A：3時間×40回＝120時間（中学校11校）																											
	派遣B：3時間×20回＝60時間（小・中学校24校）																											
	派遣C：3時間×12回＝36時間（小学校26校） ※月平均勤務回数 1～4回程度																											
担当部署名	青森市 教育委員会事務局指導課																											